

改正後

改正前

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 共通編) -共通手続-

第1章 (省略)

第2章 共通事項

第1節 (省略)

第2節 汎用申請関係手続

システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第2 1節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。

1から4まで (省略)

[付表] 汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項)

【監視関係】 (省略)

【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】

官署制限：申請官署制限手続

時間外：時間外執務要請届が必要な手続

手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続

通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)

第1章 (同左)

第2章 共通事項

第1節 (同左)

第2節 汎用申請関係手続

システムを使用して汎用申請対象手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

ただし、国際観光旅客税の納付に関する手続について、汎用申請を利用して行う場合は、後記第2 1節(国際観光旅客税納付関係手続)を参照すること。

1から4まで (同左)

[付表] 汎用申請対象手続一覧(手続別特記事項)

【監視関係】 (同左)

【通関・収納・評価・関税鑑査官・調査統計・通関業監督官・訟務関係】

官署制限：申請官署制限手続

時間外：時間外執務要請届が必要な手続

手数料等：汎用申請手数料等納付申請対象手続

通関士：通関士審査必要手続(申請を代理する場合に限る。)

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
-----------	------	------	-----	------	-----	------

(省略)

GL4	自動車等の引越荷物の免税申請					<p>1 関税率法施行令第25条第3項において準用する同令第14条第3項に規定する処理を求める場合には、「汎用申請」業務(業務コード：HYS)の「記事」欄に、処理を求める内容(輸入申告番号、申告年月日、品名、数量及び輸入者名)とともに、携帯品・別送品申告書に係る別送品の一部を通関する場合は「一部通関及び当該申告後の別送品通関の予定の有無」を、携帯品・別送品申告書に係る別送品の全ての通関を申告する場合は「全量通関」である旨を記載し、次に掲げる書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯品・別送品申告書(入国の際税関の確認を受けたもの)</li> <li>・パスポート(入国者及びその同伴家族のもの)</li> <li>・定率基15-9(4)又は(5)に掲げる書類</li> </ul> <p>2 システムを使用して輸入申告を行う場合は、「輸入申告事項登録」業務(業務コード：IDA)の「記事(税関)」欄に申請手続種別コード「GL4」(自動車等の引越荷物の免税申請)及び汎用申請受理番号を入力する。書面により輸入申告を行う場合は、余白に手続名称及び汎用申請受理番号を記入する。</p> <p>3 「許可・承認等通知情報」(出力情報コード：CAL0061)の「税関通信」欄に、当該携帯品・別送品申告書に係る別送品の一部の通関を認めたときは「通関年月日、通関数量、その他所要事項」が、全部の通関を認めたとき(一部通関で残りの別送品が既に通関されている場合を含む)は別送品の全ての通関を認めた旨が記載され、通知される。</p> <p>4 なお、当該申告の後、別途別送品の通関を行う際</p>
-----	----------------	--	--	--	--	--

申請手続種別コード	手続名称	官署制限	時間外	手数料等	通関士	特記事項
-----------	------	------	-----	------	-----	------

(同左)

						(同左)
--	--	--	--	--	--	------

改正後					改正前				
				は、当該携帯品・別送品申告書に当該汎用申請に係る通知情報を添付する。					
G60	条約に基づく特定用途免税申請(定率令第25条の2第1、3、5~7号)			—	G60	条約の規定による特定用途免税申請(定率令第25条の2第1、3、5~7号)			—
G61	条約の規定による特定用途免税申請(定率令第25条の2第2、4号)			—	(同左)				
(省略)					(同左)				
S53	黒鉛電極に課された不当廉売関税に係る還付申請			—	(同左)				
(削除)					Y01	輸入貨物評価(包括)申告I			<p>1 「輸入貨物の評価(包括)申告I」(税関様式C5300号)の記載要領については、税関様式関係通達の「II 記載要領及び留意事項」を参照すること。</p> <p>2 「汎用申請」業務(業務コード:HYS)の「記事」欄に「担当者名」、「連絡先電話番号」及び「新規」又は「更新」の旨を入力する。 なお、「更新」の場合は、現在取得している「包括申告受理番号」及び「適用終了年月日」を入力する。</p> <p>3 包括申告受理番号等については、「許可・承認等通知情報」(出力情報コード:CAL0061)の「税関通信欄」欄に出力される。</p>
(削除)					Y02	輸入貨物評価(包括)申告II			<p>1 「輸入貨物の評価(包括)申告II」(税関様式C5310号)の記載要領については税関様式関係通達の「II 記載要領及び留意事項」を参照すること。</p> <p>2 「汎用申請」業務(業務コード:HYS)の「記事」欄に「担当者名」、「連絡先電話番号」及び「新規」又は「更新」の旨を入力する。 なお、「更新」の場合は、現在取得している「包括申告受理番号」及び「適用終了年月日」を入力する。</p> <p>3 包括申告受理番号等については、「許可・承認等通知情報」(出力情報コード:CAL0061)の「税関通信欄」欄に出力される。</p>
(削除)					Y03	輸入貨物評価(包括)一部変更届出			<p>1 当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの(例えば、品名の一部追加若しくは抹消又は輸入者の住所若しくは名称等の変更)である場合その他変更内容が簡易な場合は、包括申告書のあて先税関へ申請すること。 なお、関係税関のみの変更の場合は、当該変更の届出は要しない。</p> <p>2 前記1以外の場合は、変更後の内容に基づく包括申告書を改めて提出する。</p>

改正後										改正前										
										<p>3 包括申告書に添付して提出した書類の内容に変更が生じた場合は、包括申告書の記載事項に変更のない場合においても、当該変更届を包括申告書のあて先税関へ申請すること。</p>										
Y04	輸入貨物評価(個別)申告I(事前審査)	●								(同左)										
<p>1 当該手続の受理可能官署は、各税関の本関のみである。                  2 「輸入貨物の評価(包括)申告I」(税関様式C第5300号)の記載要領については、税関様式関係通達の「II 記載要領及び留意事項」を参照すること。                  3 事前審査に係る個別評価申告書が受付けた場合、受付番号及び受付年月日については、「汎用申請審査終了」業務(業務コード:CHY)の「税関通信欄」欄に入力し、申請者に通知する。</p>										(同左)										
(省略)										(同左)										
<p>【知的財産関係】から【調査関係】まで (省略)                  第3節から第24節まで (省略)                  第25節 減免戻し税等関係手続                  システムを使用して減免戻し税等明細書の登録を行う場合は、この節の定めるところによる。                  【減免戻し税関係手続の流れ】 (省略)                  1 減免戻し税等明細書情報の登録                  (1) 減免戻し税等明細書情報の登録                  通関業者等は、「減免戻し税等明細書登録」業務(業務コード:GKA)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、減免戻し税等明細書情報をシステムに登録する。                  なお本業務の利用は使用場所が3カ所以内(様式が「T-1340号」の場合を除く)の場合に限る。                  ○:入力可 空白:入力不可</p>										<p>【知的財産関係】から【調査関係】まで (同左)                  第3節から第24節まで (同左)                  第25節 減免戻し税等関係手続                  システムを使用して減免戻し税等明細書の登録を行う場合は、この節の定めるところによる。                  【減免戻し税関係手続の流れ】 (同左)                  1 減免戻し税等明細書情報の登録                  (1) 減免戻し税等明細書情報の登録                  通関業者等は、「減免戻し税等明細書登録」業務(業務コード:GKA)を利用して、次の事項を入力し送信することにより、減免戻し税等明細書情報をシステムに登録する。                  なお本業務の利用は使用場所が3カ所以内(様式が「T-1340号」の場合を除く)の場合に限る。                  ○:入力可 空白:入力不可</p>										
項番	項目名	内容	様式番号							項番	項目名	内容	様式番号							
			T-1100号	T-1200号	T-1270号	T-1280号	T-1340号	T-1670号	T-1700号				T-1100号	T-1200号	T-1270号	T-1280号	T-1340号	T-1670号	T-1700号	
(省略)										(同左)										
41	品名(製品)	品名(当該物品より製造される製品の品名)を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号、 <u>第11号、第12号、第14号及び第15号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。								41	品名(製品)	品名(当該物品より製造される製品の品名)を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号 <u>から第9号まで、第11号及び第12号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。								
42	別紙識別(品名(製品))	「品名(製品)」欄を別紙で提出する場合、チェックをする。 なお、「品名(製品)」欄に入力がなく、								(同左)										

改正後				改正前			
		別紙識別にチェックがある場合は、「品名(製品)」欄に「AS PER ATTACHED SHEET」と補完される。					
43	予定数量(製品)	数量(当該物品より製造される製品の予定数量)を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号、 <u>第11号、第12号、第14号及び第15号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。				○	○
44	別紙識別(予定数量(製品))	「予定数量(製品)」欄を別紙で提出する場合、チェックをする。 なお、「予定数量(製品)」欄に入力がなく、別紙識別にチェックがある場合は、「予定数量(製品)」欄に「AS PER ATTACHED SHEET」と補完される。				○	○
45	製造の期間	当該物品より製造される製品の製造の予定期間を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号、 <u>第11号、第12号、第14号及び第15号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。				○	○
(省略)							
(2) (省略) 2~4 (省略) 第26節~第30節 (省略) 第3章 納税関係手続 システムを使用して関税及び内国消費税(以下「関税等」という。)を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。 第1節 納税方法 システムを使用して輸入(納税)申告、特例申告(期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。)、修正申告又は石油石炭税納税申告(以下この節において「輸入(納税)申告等」という。)を行った貨物について、関税法第9条の4(納付の手続)、国税通則法第34条(納付の手続)、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条(輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続)及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条の2(輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続)の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第2条(申告書の記載事項及び納付の手続)及び特別とん税							
43	予定数量(製品)	数量(当該物品より製造される製品の予定数量)を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号 <u>から第9号まで、第11号及び第12号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。					○
(同左)							
45	製造の期間	当該物品より製造される製品の製造の予定期間を入力する。様式が「T-1670号」の場合、以下のとおり入力する。 ① 免税条項区分コードが以下に該当する場合は入力不要。 ・ 関税定率法施行令第57条第7号 <u>から第9号まで、第11号及び第12号</u> に掲げるもの。 ・ 関税暫定措置法施行令第32条第1項第1号、第5号及び第7号並びに第2項第4号から第6号までに掲げるもの。 ② ①以外の場合、必須入力する。					○
(同左)							
(2) (同左) 2~4 (同左) 第26節~第30節 (同左) 第3章 納税関係手続 システムを使用して関税及び内国消費税(以下「関税等」という。)を納付する場合等の手続は、この章の定めるところによる。 第1節 納税方法 システムを使用して輸入(納税)申告、特例申告(期限内特例申告の訂正及び一括特例申告を含む。以下、この章において同じ。)、修正申告又は石油石炭税納税申告(以下この節において「輸入(納税)申告等」という。)を行った貨物について、関税法第9条の4(納付の手続)、国税通則法第34条(納付の手続)、税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条(輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続)及び税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第6条の2(輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続)の規定により関税等を納付する場合並びに外国貿易船が開港に入港した場合において、とん税法施行令第2条(申告書の記載事項及び納付の手続)及び特別とん税							

改正後	改正前
<p>法施行令第2条(とん税法施行令の準用)の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>1から4まで (省略)</p> <p>5 賦課課税方式における納税 賦課課税方式が適用される貨物について、関税法第67条(輸出又は輸入の許可)及び輸徴法第6条(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する申告を通関業者等がシステムを使用して行った場合における関税等の納付手続は、次による。</p> <p>(1) 直納による場合</p> <p>イ 税関(収納担当部門)は、<u>配信された「納税告知書情報」(出力情報コード:CAF0030)</u>を通関業者等に送達する。</p> <p>ロ 通関業者等は、送達された<u>「納税告知書情報」(出力情報コード:CAF0030)</u>により関税等を納付する。</p> <p>(2) MPN利用による場合</p> <p>イ 税関(収納担当部門)は、配信された<u>「納税告知書情報」(出力情報コード:CAF0030)及び「納付番号通知情報」(出力情報コード:SAF0021(海上)又はAAF0021(航空))</u>を通関業者等に送達する。</p> <p>ロ 通関業者等は、<u>送達された「納付番号通知情報」(出力情報コード:SAF0021(海上)又はAAF0021(航空))</u>により関税等を納付する。</p> <p>6及び7 (省略)</p> <p>第2節から第5節まで (省略)</p> <p>第4章 (省略)</p>	<p>法施行令第2条(とん税法施行令の準用)の規定によりとん税及び特別とん税を納付する場合の手続は、この節の定めるところによる。</p> <p>1から4まで (同左)</p> <p>5 賦課課税方式における納税 賦課課税方式が適用される貨物について、関税法第67条(輸出又は輸入の許可)及び輸徴法第6条(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)に規定する申告を通関業者等がシステムを使用して行った場合における関税等の納付手続は、次による。</p> <p>(1) 直納による場合</p> <p>イ 税関(収納担当部門)は、<u>「納税告知書」(税関様式C第1070号)を作成し、国税収納命令官(又は分任国税収納命令官)の公印を押印して、通関業者等に送達する。</u></p> <p>ロ 通関業者等は、送達された<u>納税告知書</u>により関税等を納付する。</p> <p>(2) MPN利用による場合</p> <p>イ 税関(収納担当部門)は、配信された「納付番号通知情報」(出力情報コード:SAF0021(海上)又はAAF0021(航空))<u>及び関係書類</u>を通関業者等に交付する。</p> <p>ロ 通関業者等は、<u>交付された「納付番号通知情報」(出力情報コード:SAF0021(海上)又はAAF0021(航空))</u>により関税等を納付する。</p> <p>6及び7 (同左)</p> <p>第2節から第5節まで (同左)</p> <p>第4章 (同左)</p>